

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書   |
| 【提出先】               | 関東財務局長  |
| 【提出日】               | 2024年3月27日  |
| 【会社名】               | 江崎グリコ株式会社   |
| 【英訳名】               | Ezaki Glico Co., Ltd.   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役会長 江崎 勝久   |
| 【本店の所在の場所】          | 大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号  |
| 【電話番号】              | 大阪 06(6477)8404   |
| 【事務連絡者氏名】           | 常務執行役員ファイナンス部長 高橋 真一  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都港区高輪四丁目10番18号  |
| 【電話番号】              | 東京 03(5488)8146   |
| 【事務連絡者氏名】           | グループ広報部長 長谷川 一美   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 527,421,600円<br>(注) 募集金額は、本有価証券届出書提出日における見込額<br>(会社法上の払込金額の総額)です。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 江崎グリコ株式会社 品川オフィス<br>(東京都港区高輪四丁目10番18号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)    |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、事業年度第119期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の有価証券報告書を2024年3月27日に提出いたしました。これに伴い、2024年3月26日付で提出した有価証券届出書について、当該有価証券報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また、添付書類の一部を差替え及び削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

（添付書類の削除）

・2023年12月期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部【参照情報】

（訂正前）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第118期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日） 2023年3月30日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第119期第1四半期（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日） 2023年5月10日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第119期第2四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月4日関東財務局長に提出

(3) 事業年度 第119期第3四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月6日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年3月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年3月31日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2024年3月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年3月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第119期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日） 2024年3月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3【臨時報告書】

該当事項はありません。

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年3月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2024年3月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。